

経営の散歩道

新会社法の対応10 — すばり回答 —

日専連名誉講師 富山短期大学名誉教授
川中清司

◇ 発行から廃止へ 原則が変わる

答

ご指摘のように新しい会社法では、会社は株式を発行しないことが原則とされています。

従来の制度（旧商法）では、株式会社は株式を発行することが原則で、例外的に定款で定めることによって、発行しないことができるとされていました。

新しい会社法（平成一七年二月成立）では、全く逆となりました。つまり、株券の廃止が原則となり、定款で株券発行を定めている会社だけが株券を発行できる（二

一四条）とされました。

◇ 実務界の実状を反映

株券の制度が、このように大きく変わった背景には、株式発行のコストがかさむことや、電子化の時代に、証券業界の実務面から、迅速で安全な決済が求められ、紛失や盗難のリスクの回避のねらいがあります。

株券のペーパーレス化で、株式取引の期間が大幅に短縮されます。日本の証券保管振替機構では、通常、数日が必要ですが、アメリカでは一日決済をめざしています。ライブドア事件は、新しい株券の発行に必要な二、三ヶ月のタイ

ムラグを利用して、株価高騰による利益で、時価総額を稼いだものとみられます。また、中小会社では株式の売買がなく、株式所有の必要性が乏しいため、ほとんどが株券を発行していないという実状がありました。

◇ 定款の変更と登記手続きを

ところで、今まで株券発行が原則だったので、ほとんどの会社では、定款に株式発行を定めていました。

平成一八年五月に新会社法が施行されたあとも、中小会社ではそのままになっていて、登記簿（全部事項証明）には「株式発行会社

株券発行のあゆみ

発行から廃止へ→原則が変わった

旧商法 株券発行の原則

☆株式会社は株券を発行しなければならない

実務界の実状

- ・発行コストがかさむ
- ・迅速で安全な証券決済
- ・紛失や盗難のリスク
- ・中小会社は発行していない

〈例外〉

平成一六年商法改正
定款で株券発行しない旨の定めができる

特例（商法二二六条一項但書）

譲渡制限会社では、定款の定めがなくても株主が請求しない限り、株券発行を要しない

新会社法（平成一七年成立） 株券廃止の原則

☆株式会社は株券を発行しない

〈例外〉会社法二一四条
株券の発行を定款で定めることができる

（問）新しい会社法では、株券を発行しなくても良いと聞いています。
株券は株主の証しであり、売買した場合に株券を渡すことでの、売買の事実がはつきりしたが、なぜ、不発行となつたのか。
これからは、どのようにペーパーレスが進むのか。
当社の定款は、今までのままに株券発行を定めているが、どのようにすれば良いのか。

（問）新しい会社法では、株券を発行しなくても良いと聞いています。
株券は株主の証しであり、売買した場合に株券を渡すことでの、売買の事実がはつきりしたが、なぜ、不発行となつたのか。

として、登記官が職権登記してい
るところが多いようです。

念のため「全部事項証明」を取
り寄せてみてください。株式を發
行しないのであれば、定款を変更

して登記を直す必要があります。

具体的には、株主総会を開いて定
款変更し登記します。

公開会社でない株券發行会社は、
株主の請求があるまで、株券を發
行しなくても差し支えありません
(会社法二一五条四項)。

◇ 株券不所持制度

株券發行会社の場合、株主は株
券を所持したくない旨を、会社に
申し出ることができます。

この場合に、会社はその株主が
所持している株券の提出を求め、
株主名簿に発行しない旨を記録し
ます。会社が受け取った株式は無
効となり、それ以降は株式を發行
することができなくなります。

株券を譲渡する予定のない株主
にとつては、紛失などを考慮すると、
かえって株券がない方が都合が良
い場合が多いのです。

ほとんどの中小会社の場合、株
券發行会社であっても、実際には、
株主から株券發行請求がないため、
未発行のままのケースが多いのが

◇ 平成二一年六月から 完全ペーパーレス

上場している大企業などの場合
は、実際の取引は、株券を株主に
手渡すことはめったになく、實際
に株券の保管をするのは「証券保
管振替機構」(通称・「ほふり」)が
行っています。上場企業の大半が
「ほふり」を利用しており、企業全
体の六五%以上に達しています。
「ほふり」を利用すれば、証券發
行の意味はなくなります。

上場会社については、平成二一
年六月から、完全ペーパーレス化
が決まりました。その後は「株券
振替制度」が導入されます。
株式を保有すると、まず、証券
会社などが管理する口座に記録さ
れます。記録後は、その情報を得
た振替機関が株式發行会社に通知
します。

「タンス株」など、手持ちの株券
は、株主の名義書換を忘れている
ことが多いので、前の持ち主名義
で口座が開設され、売却されてし
まう危険があります。それを避け
るには、平成二一年五月末までに、
証券会社などの特定口座に持ち込
む必要があります。

現状です。